

彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員
候補者の推薦および応募について

令和8年6月
彦根市農業委員会

彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集等実施要領

1 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 19 条の規定に基づき、彦根市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の候補者の推薦および募集（以下「募集等」といいます。）を行います。

2 推進委員の業務概要

- (1) 担当する区域における法第 8 条に規定する農業委員との連携による農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消および新規参入の促進）の推進に係る活動、および、その目標設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等
- (2) 農業委員からの求め等による総会等への出席
- (3) 地域計画における目標地区見直しに向けた取組の推進

3 任期

委嘱の日から令和 11 年 7 月 19 日まで

4 身分

彦根市の特別職の非常勤職員

5 報酬

月額 31,000 円

6 募集等の人数

1 人

7 推薦または応募する区域

区域番号 4（正法寺町、野田山町、地蔵町、~~吉沢町、里根町、外町、幸町、安清町、安清東町、駅東町、芹町、芹川町、元岡町、沼波町、後三条町、大堀町、西沼波町、東沼波町、高宮町~~）

8 推薦を受ける方および応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化推進のための活動ができる方で、次のいずれかに該当する方は除きます。なお、市外の方でも推薦を受け、または応募することができます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 法令等の規定により推進委員との兼職が禁止されている職にある方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

9 推薦および応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて、彦根市農業委員会事務局に提出してください。推薦および応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 推薦および応募様式

① 農業者等の個人が推薦する場合	彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書(個人推薦用)(様式第1号)
② 法人または団体が推薦する場合	彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書(法人・団体推薦用)(様式第2号)
③ 一般募集に応募する場合	彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者応募申込書(自薦用)(様式第5号)

(2) 様式の入手方法

彦根市農業委員会事務局の窓口に備えるほか、彦根市ホームページの「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。

(3) 添付書類

(1)の①②により推薦を受ける方および③により応募する方は、それぞれ次の書類を添付してください。

ア 農地利用最適化推進委員の資格に係る誓約書(様式第3号)

イ 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書(様式第4号)

(4) 提出方法

推薦書および応募申込書は、彦根市農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。

10 募集等の期間

令和8年6月15日(月)午前9時00分から令和8年6月30日(火)午後4時45分までとします。期限必着で、消印有効ではありません。

なお、この期間内に推薦または応募がなかった場合やその他必要があると認める場合は、改

めて募集等を実施することがあります。

11 評価方法

彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会等において、推薦を受けられた方または応募された方の評価を行い、彦根市農業委員会に報告します。

12 募集等の状況の公表

- (1) 募集等の状況について、募集等の終了時に彦根市ホームページで公表します。
- (2) 公表内容は、推薦書および応募申込書に記載された住所および連絡先以外のすべてとなります。

13 推進委員の委嘱

評価の結果、推進委員の候補者となられた方については、彦根市農業委員会が推進委員に委嘱します。

問合せ・提出先

彦根市農業委員会事務局(彦根市役所3階)

〒522-8501 彦根市元町4番2号

電話番号 0749-22-1411 (内線 330・340・341)